

ふるさと納税寄附金の拡大を



答 返礼品の拡充と魅力発信に努める

丸山 康夫 議員

問 寄附を行つていた
だいた方への返礼品以
外のお礼や、事業の報
告について、広報に掲
載しただけでは町外の方
は知ることができないがどう
しているか。

答 平成30年度の寄附
金及び使途は。
課長 8月末時点
で、町制施行100周年
記念事業に108万円、
子育て教育環境整備事
業に199万円、町長が指
定する事業に144万円寄
附をいただいている。町長が指
定する事業の使途は、今後財政部局と協議し
て決定する。

問 平成30年度の寄附
金及び使途は。
課長 8月末時点
で、町制施行100周年
記念事業に108万円、
子育て教育環境整備事
業に199万円、町長が指
定する事業に144万円寄
附をいただいている。町長が指
定する事業の使途は、今後財政部局と協議し
て決定する。

答 宇美町応援寄附金条
例に基づき、8つの指
定事業の経費に充当し
ている。

問 平成29年度の寄附
金の使い道は。
答 まちづくり課長
具体的な事業の特定
財源とはしていない。
宇美町応援寄附金条
例に基づき、8つの指
定事業の経費に充当し
ている。

答 課長 お札状と宇
美町観光パンフレット
を送付している。

問 宇美町及び宮崎県
都農町の応援寄附金に
係わる組織体制は。
答 課長 宇美町は職
員が3名体制で当たつ
ている。他の業務も抱
えているが、約50%程

答 課長 SNSによ
る情報発信はタイミング
が重要で、不特定多数の
方に情報が届くという面
で大変有効な手段だと認
識している。近い将来の
導入をめざす。
ホームページも変え
ていかなければならな
いと認識している。
宇美町のふるさと応
援寄附金が、魅力ある
ものと思つてもらえる
よう努める。

答 課長 ふるさと納税の年
度ごとの目標額は。
答 課長 目標額は設
定していない。上限を
定めず、際限なく寄附
金を集めることになる。

度従事している。
寄附総額76億円の宮
崎県都農町は、職員6
人と嘱託職員9人の15
人体制で事業に当たっ
ている。

後の取組は。

答 町長 当町の地域
資源や特徴を活かした
まちづくりを応援して
いたぐために、魅力
づくりとその発信、寄
附金の使途の明確化が
大切な要素になると認
識している。
現体制は乏しいが地
元商工会、商店主、委
託している業者とスク
ラムを組みながら、返
礼品の充実と組織体制
の充実に鋭意取り組ん
でいただきたい。

糟屋郡内各自治体のふるさと納税額寄附金額

町名	寄附金額	経費を引いた実質収支
宇美町	1,921万円	1,077万円
新宮町	10億6,775万円	5億4,087万円
志免町	3億7,019万円	1億5,409万円
粕屋町	1億1,016万円	5,677万円
久山町	4,701万円	3,707万円
須恵町	2,629万円	1,371万円
篠栗町	189万円	154万円

宇美町人気返礼品ベスト10

順位	返礼品	順位	返礼品
1位	お茶	6位	シフォンケーキ
2位	もつ鍋・明太子	7位	洋菓子
3位	肉類	8位	醤油
4位	酒類	9位	宿泊券
5位	ジュース類	10位	米

一般質問



入江 政行 議員

無料低額診療事業の推進は

答 自治体としての役割を果たす

この背景には貧困と格差があると思うが、町長の見解は。

この背景には貧困と格差があると思うが、町長の見解は。

この背景には貧困と格差があると思うが、町長の見解は。

この背景には貧困と格差があると思うが、町長の見解は。

対象者は、生活水準が生活保護基準の概ね150%以下の収入世帯、生活困難者で医療の支払いに困窮している者、適用範囲は医療費、療養の給付費以外のサービス等の費用などとなっている。

種子法は、2018年3月末に消費者や農家、研究者などの反対を押し切って自民、公明の賛成多数で廃止法案可決。

廃止法案が可決され数か月しかたっていないが、影響が出るのはこれからだと確信している。

【農業競争力プログ

リ】とは農業を成長産業とし、所得向上を図るために、良質で安価な農業資材の確保や品質評価された農作物を効率的に流通確保する仕組み。

問 無料低額診療の内容についての認識は。町長の見解は。

答 町長 社会福祉法に規定されている事業の一つ。経済的な理由等により適切な医療を受けることのできない方に対し、医療機関が独自に無料又は低額料金で診療を行う事業と認識している。

自治体として役割を果たすよう努める。

料にどのような影響を及ぼすのか、町長の見解は。

ると、日本の農業、食文化に大きな影響を及ぼすのか、町長の見解は。



公益社団法人 福岡医療団のパンフレット

一定期間経過するなかで、見えてくるのではないかと、現段階では考えている。

答 町長 農業者の努力だけでは解決できない構造的な問題を解決するためを作られたプログラムであると認識している。

された法律で、半年しか経過しておらず種子法の精神を踏襲できる部分は踏襲しながら実施していくという通達があつた。

源である。農業競争力強化プログラムの一環として解体しようとしている。このことについて町長の見解は。

豆などの品種改良を国、都道府県の公的機関で良質で安価な種子を農家に安定的供給してきた法制度。

この制度が廃止されると、日本の農業生産資材であり、大切な遺伝資源である。